

日南市油津港利活用促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、日南市補助金等交付規則（平成21年日南市規則第51号。以下「規則」という。）に基づき、日南市油津港利活用促進事業補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 この補助金は、油津港の利活用促進による地域の振興を図るため、えい船依頼主又は船会社が行う油津港へのえい船回航の費用に対して補助する。

(補助額及びその範囲)

第3条 前条に規定する補助対象事業の対象費用及び補助額は、別表に定めるとおりとし、予算の範囲内で補助する。

(申請)

第4条 補助金を申請しようとする者は、日南市油津港利活用促進事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、事業終了月の翌月20日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 油津港利用船舶えい船回航実績書（別記様式第2号）
- (2) 油津港利用船舶えい船作業証明書（別記様式第3号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 補助金を申請しようとする者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。

(補助金の交付決定及び額の確定等)

第5条 市長は、前条の規定により提出された申請書の内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、補助金交付決定及び額の確定通知書（別記様式第4号）により補助の申請をした者に通知しなければならない。

(補助の条件)

第6条 補助条件は、次のとおりとする。

- (1) この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類を整備の上、助成事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存しておくこと。
- (2) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(補助金の請求)

第7条 補助対象者は、補助金の交付決定を受けたときは、補助金交付請求書（別記様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付方法)

第8条 補助金は精算払により交付する。なお、補助額はえい船回航に要した費用に基づいて計算した交付額とする。

(書類の提出部数等)

第9条 規則及びこの要綱の規定により市長に提出する書類の部数は、それぞれ1部とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

別表（第3条関係）

補助対象費用
1 油津港に船舶を着岸させる際、油津港以外の他港からえい船を回航する必要がある場合において、えい船依頼主又は船舶会社がえい船を運航する会社に支払うえい船常駐港から油津港までの回航に要する費用
2 以下の費用については対象外とする。ただし、市長が特に認めた場合はこの限りでない。 (1) 官公署用の船舶に対して必要とするえい船の回航に要する費用 (2) その他市長が適さないものと認めた費用
3 補助対象費用の上限はえい船一隻につき860,000円とし、入出港一回当たり2隻までとする。
補助額
補助対象費用の2分の1（百円未満は切捨て）

附 則

この要綱は、公表の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。